

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

本市のハザードマップによると、武庫川水系武庫川において想定される最大規模の降雨による洪水が起こった場合に、本所が立地する市街地地域において、1mを超える浸水被害が広範囲で予想されており、本市市域の60%を超える範囲で浸水が予想されている。特に、武庫川に近い大庄地区や武庫地区では3m以上の浸水も予想されている。

また、淀川水系猪名川・藻川において想定される最大規模の降雨による洪水が起こった場合に、本所が立地する市街地地域において、1mを超える浸水被害が広範囲で予想されており、本市市域の50%を超える範囲で浸水が予想されている。特に、猪名川・藻川に挟まれた園田地区では3m以上の浸水も予想されている。

(地震・津波：J-SHIS、ハザードマップ)

地震ハザードステーションの防災地図によると、本市は、今後30年間で震度6弱以上の地震が起こる確率が最も高い26~100%以上の地域に分類されており、特に、南海トラフ地震が発生した場合には、最大震度6強の揺れと津波の発生が想定されている。

本市のハザードマップによると、想定される最大の津波浸水区域は、尼崎閘門が効果を発揮し、津波を食い止めるものの、周辺の防潮堤が沈下して尼崎閘門の内側に海水が流入することにより、沿岸部からJR線以南（特に本庁地区、小田地区）にかけて広く浸水、さらに猪名川を遡上した津波は、河川堤防を越流し園田地区周辺にも浸水が広がるのが想定されており、最高津波水位は海拔4.0mとされている。

本市のハザードマップにおいて、臨海部における津波避難対象地域、津波避難要注意地域には、大企業・中堅企業の製造業の工場が数多く立地している。

(その他)

平成30年9月の台風第21号では、本市でも高潮については尼崎港で過去最高潮位を記録し、臨海部の一部で越波による堤内地の浸水など被害が発生した。また、風の影響により市内全域で約10万軒の停電が発生した。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 17,333 社 (H28)
- ・小規模事業者数 11,676 社 (H28)

### 【内訳】

※商工業者・小規模事業者数は概算

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
製造業その他	3,601 社	3,083 社	市内各地に点在しているが、湾岸部は地震時の津波被害想定地域であり、田能工業団地は猪名川洪水時の浸水想定地域である。
商業 (卸売・小売)	4,067 社	2,453 社	市内各地に点在しているが、主要駅付近に多く分布している。県道 13 号尼崎池田線（産業道路）周辺より西側は武庫川洪水時の浸水想定地域であり、同東側は猪名川・藻川洪水時の浸水想定地域である。
サービス業	9,665 社	6,140 社	市内各地に点在しているが、主要駅付近に広く立地している。県道 13 号尼崎池田線（産業道路）周辺より西側は武庫川洪水時の浸水想定地域であり、同東側は猪名川・藻川洪水時の浸水想定地域である。
合計	17,333 社	11,676 社	—

## (3) これまでの取組

### 1) 本市の取組

- ・「尼崎市地域防災計画」の策定  
昭和 38 年度に策定されて以降、毎年検討を加え、適宜修正が行われているほか、総合計画の策定や見直しの時期とあわせて、概ね 10 年程度を目安に、社会情勢等の変化を考慮した大幅な修正が行われている。
- ・防災訓練の実施  
本市では、各防災関係機関や市民・企業等と連携協力して、総合防災訓練をはじめとした各種訓練が実施されている。
- ・防災備品の備蓄  
本市では、災害に備えて、避難所生活者の非常用食糧や生活必需品、資機材の備蓄が進められている。また、事業所等は、在勤者を対象とした 7 日分の非常用物資の備蓄に努めることとされている。
- ・尼崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定  
新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、平成 25 年 4 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行された。その第 8 条で、市は県の行動計画に基づき、市行動計画を作成するものとする規定されていることから、本市では、平成 21 年 12 月に策定した行動計画を法律の規定に基づき、平成 26 年 6 月に改定し、発生段階ごとの対策を取りまとめた。

### 2) 本所の取組

- ・事業者 B C P に関する国の施策の周知  
市等と共催で、企業防災セミナーを開催し、ハザードマップや避難情報の理解を促している。
- ・事業者 B C P 策定セミナーの開催  
東京海上日動火災保険株式会社と連携し、B C P 作成ワークショップを開催するとともに、日本商工会議所の「ビジネス総合保険制度」への加入促進を図っている。
- ・防災備品  
スコップ等の防災備品を設置するとともに、各職員にヘルメット、懐中電灯、防災グッズを配布。また、在勤者を対象とした 7 日分の非常食を備蓄している。

・防災訓練

本所では、年2回商工会議所会館において避難訓練を実施している。また、年1回本市が実施する総合防災訓練への参加及び協力を行っている。

## II 課題

本所においては、平成21年1月17日に「緊急対応計画」を策定。また、平成25年3月8日に「災害時対応マニュアル」を制定し、緊急時の取組や協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルを整備している。しかしながら、更新が不十分であり、BCPに沿った緊急対応のトレーニングが十分になされていないため、職員に緊急対応の知識・行動が行き届いていない。さらには、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った職員が不足している。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・尼崎市内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、本所と本市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」に細分化）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制強化、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）		
			BCPセミナー開催回数	BCP策定件数	事業継続力強化計画申請件数
17,333社	11,676社	R3	1	14	5
		R4	1	14	5
		R5	1	16	6
		R6	1	16	6
		R7	1	18	7

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

- ・計画期間は5年とします。

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・本所と本市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

- ・本計画に基づき、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する（リスクの高い地区を中心に施策普及を行い、まずは会員企業から、2年目から会員企業以外にも紹介していく）。
- ・年に1回、所報（約4,800部）や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行うとともに、BCPの取組状況に関するアンケート調査を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、個社支援、小規模事業者に対する普及啓発セミナー（会員事業所以外も対象とする）や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施するとともに、普及啓発ポスターを商工会議所会館内に掲示する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 尼崎商工会議所の事業継続計画の作成

- ・本所は、平成21年に「緊急対応計画」（事業継続計画）（別添）を、平成25年に「災害時対応マニュアル」を作成。

#### 3) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・定期的に本所、本市で現状確認及び意見交換を行う。

#### 4) 訓練の実施

本所は市総合防災訓練に合わせ、本市との連絡ルートの確認等を定期的に行う。

#### 5) 関係団体との連携

尼崎市市内においては、尼崎商店連盟、協同組合尼崎工業会、兵庫県内においては、兵庫県商工会議所連合会と連携し、意見交換を行うとともに、施策の普及と事業者BCP策定の取り組みを支援する。

## ＜ 2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 6 時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を本所と本市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、尼崎市における感染症対策本部設置に基づき本所による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・本所と本市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨の場合）本所の職員においては、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、自主的な判断により出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。公共交通機関が不通の場合も同様とする。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の対応を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し 3 日以内に情報共有する。  
（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、本所と本市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 1 回共有する
1 週間～2 週間	1 週に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 週に 1 回共有する
1 ヶ月以降	1 週に 1 回共有する

- ・本市で取りまとめた「尼崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

## ＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

### 1) 発災時における連携方針

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑

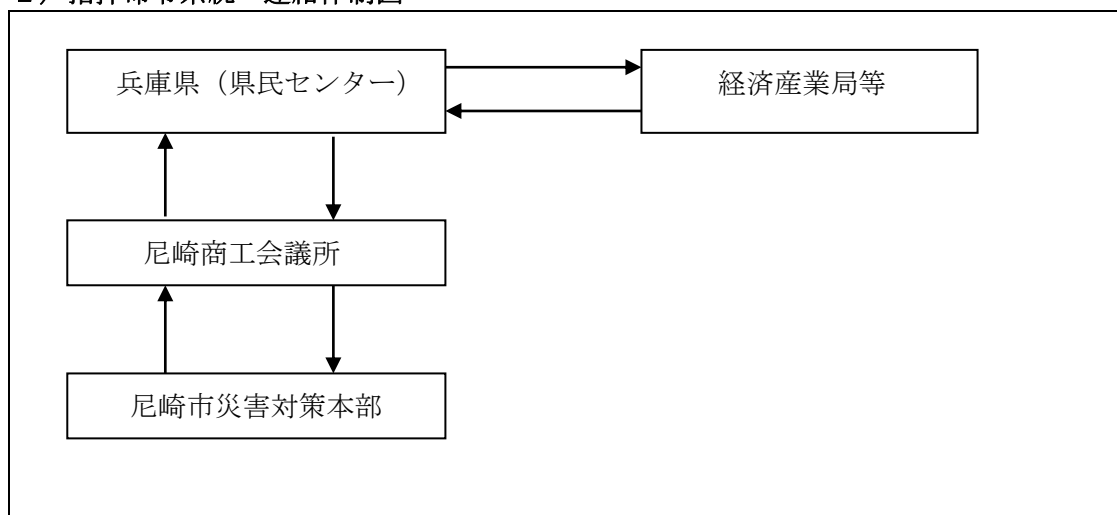
に行うことができる仕組みを構築する。

- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

自然災害発生時、本所は本市（地域産業課）を通じて災害関連情報を共有する。

商工業者に対して、本所は被害地区を中心に電話、もしくは巡回調査する。

## 2) 指揮命令系統・連絡体制図



## 3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

### ①被害調査シートの統一

- ・本所と本市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、被害調査シートを別途定め、2者で共有するものとする。

### ②被害額の算定基準

- ・被害額の算定は、中小企業庁の「中小企業BCP運用指針第2版」に基づき、事業の復旧に必要な費用を見積ることとする。

## 4) 共有した情報の県等への報告方法

- ・本所と本市が共有した情報を、県の指定する方法にて本所または本市より県（窓口は県民センター）へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、本所と本市が共有した情報を県の指定する方法にて本所または本市より県へ報告する。

## < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、市と相談する（本所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

**< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >**

- ・ 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

**※その他**

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

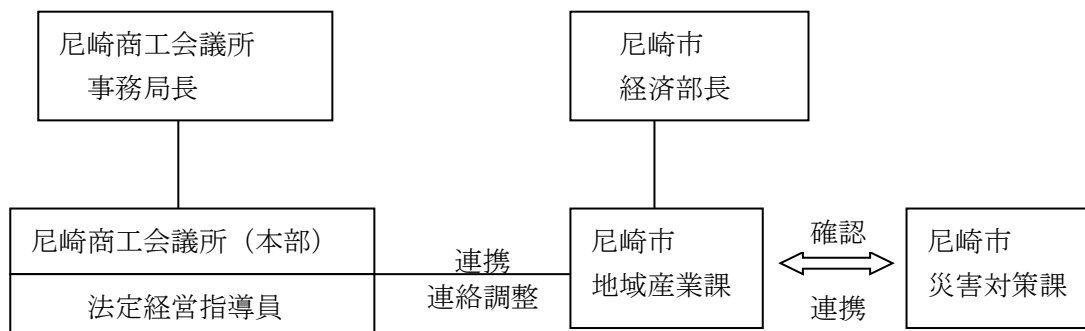
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年12月現在)

(1) 実施体制 (尼崎商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/尼崎市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/尼崎商工会議所と尼崎市の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 今岡 政彦 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会議所、市連絡先

①尼崎商工会議所 (経営支援グループ)

〒660-0881 兵庫県尼崎市昭和通3-96

TEL: 06-6411-2254

FAX: 06-6413-1156

E-mail: info@amacci.or.jp

②尼崎市 (地域産業課)

〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 出屋敷リベル3階

TEL: 06-6430-9750

FAX: 06-6430-7655

E-mail: ama-sangyou@city.amagasaki.hyogo.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	643	643	672	672	700
・ 専門家派遣費	143	143	172	172	200
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ パンプ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、尼崎市補助金、兵庫県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

